

〒604-0982

京都市中京区御幸町通夷川上ル松本町568番地
京歯協ビル3階 つくし法律事務所 民谷弁護士

行せまた
行きたいよん

京都訴訟 第4回公判(2月29日)の ポイント

ミニ知識

- 日本の民事裁判は書面を出し合うだけ。傍聴しても、拍子抜けする。でもポイントを知っておくと、俄然おもしろくなる。
- 裁判長の言うことにも注目。その解説は、公判後の報告集会で聞けます。



傍聴の心得

写真は禁止
メモはOK。どんどんメモしよう
ケータイは電源off
傍聴席は立ち見できません。あふれたら中の人、途中で交代しましょう

◎原告側の予定

スクリーンにスライドを写しながら、浅井弁護士が主張します。その要旨は、当日配布します。

被告国側は以下のような主張をしています。これに対しては、次回反論します。

●国側 第2準備書面

公職選挙法第11条1項1号は合憲である。

- 1 立法目的に合理性があるから。
- 2 立法目的を達成する手段が合理的だから。

1について 選挙権は公務的性格を持つ。そして、公務員としてふさわしい者を選ぶことができるだけの判断能力が必要→そこで、事理弁識能力を欠く常況にある者については、選挙人の資格を有しないということには合理性ある。

- ・多くの憲法学者も、憲法違反ではないと言っている。
- ・選挙権行使を認めることには、弊害があ

る。すなわち、自己の意思に基づかない不適正な投票が行われる恐れがある。選挙の公正や選挙に対する国民の信頼が損なわれる。(その他、2つの理由を主張)

2について 成年被後見人とされる者は極めて簡単な事項に関する能力を定型的に欠いており、病状が重篤な者であるから、選挙権行使の能力も欠いている。

- ・審判は医学的資料に基づき本人の判断能力一般をも吟味して行われている。
- ・成年被後見人の心身が正常に復した場合は、審判取り消しをすればよい。(その他、3つの理由)

◇さてそれに対して、裁判長はどのように仕切るのでしょうか(それを「訴訟指揮」といいます)

裁判長の発言もメモしましょう。それが意味するところは、裁判後の支援集会で解説があります。

メモ

次回も傍聴しましょう。知り合いと誘い合って来て下さい。
次は 第5回 5月16日 10時00分から 101号法廷



京都訴訟 第4回 公判の様子

2月29日(水)
第101号法廷

傍聴者:78名
(傍聴満席)

天気:くもり

梅日和なれど、
鶯聞こえず



裁判長は次回日程を相談する時にも、日程がつかまっているのを理由にして、小さな法廷に戻したがついていた。傍聴者が入り切れなくても仕方ないとまで言った。よっぽど市民公開が嫌いなのかな。腹立たしい。
傍聴者をどんどん誘おう!!

今回初めて京都地裁で最も大きい法廷を使ったが、傍聴者はさらに増え、補助席を使っても満席になった。

国側が出した準備書面に対して、原告側は「前回求めたことが、詳しく書いていない」と言ったが、裁判長は「だいたい書いてあるように思うのですがね」とか言っていた。この点は、次回に持ち越し。

その後浅井弁護士が、パワーポイントを使い意見陳述を行った。「財産管理能力がないことと、選挙する能力がないことはイコールではないにもかかわらず、被後見人の選挙権をはく奪することは誤りである。このままでは選挙権か、被後見かどちらをとるかの選択を迫られるが、どちらも重要な人権であるのに選択を迫ること自体が誤りである」等。

その後国側が「意見陳述するなら、予め準備書面を出してくれ」と言い、裁判長もそれに同意すると、原告弁護団が反発して、白熱したやり取りが行われた。弁護団は「後で資料として提出する、そもそも法廷での口頭主義を否定するのか」と主張する。国や裁判長は書面を出し合うだけで、5分で公判を終わらせる慣例の形にしたいみたいだった。裁判長が「パワーポイントで意見陳述するなど、だいぶ便宜を図ってあげている」等と言うと、弁護団はますます憤慨していた。

訴訟内容からいうと、このやり取りは場外乱闘かもしれないが、市民目線では今までで一番おもしろい場面だった。そして案外、訴訟の行方を占うところかも。

支援集会の様子

京都弁護士会館 3階大会議室 参加者: 約60名

最初に民谷弁護士より、本日の法廷の解説が行われた。また浅井弁護士より、意見陳述の内容がもう一度詳しく説明された。

次に原告本人から、挨拶があった。最近の話題として、橋本さん(大阪市長)のことが気になっているが、福祉を大切にしてくれる人が心配していた。またタレントの中島が賃貸マンションから立ち退きを迫られていることで、強制代執行が行われるのか気になるとの話だった。

参加者からの質問で、「浅野弁護士のスライドの最初に、成年被後見人選挙権確認訴訟と書かれているが、“確認”とは今選挙権がないことを確認することなのか」と質問があった。対

して「それは法律用語で、原告には本来選挙権があることを確認するための裁判である」と、解説があった。法律用語は普通の言葉とかけ離れているので、分かりにくい。素人は初歩からでも、どんどん解説してもらおうよう質問しよう。

またある施設長が、「福祉を利用するには支援費以来、本人契約が必要になり、そのためにも成年後見は必要になってきている。ところが利用者に後見を勧めると選挙権がなくなる。とても矛盾していて、施設を経営する立場からでも後見を勧めづらい制度設計になっている。いったい国は成年後見を推進しようとしているのだろうか」という意見を述べた。